

# 個人情報保護に関する基本方針

平成29年4月10日制定

東京桑野会

東京桑野会(以下、「当会」という。)は、プライバシー保護の観点から会員等の個人情報を取り扱う際の基本方針(プライバシーポリシー)を、次のとおり定める。

## 第1条 (本プライバシーポリシーの目的)

本プライバシーポリシーは、当会における個人情報を含むパーソナルデータの取り扱いについて基本方針を定めることで、会員並びに福島県立旧制安積中学校及び福島県立安積高等学校(以下、「安積高校」という。)の現旧教員及び職員、安積高校の現役生徒、安積桑野会の会員等の関係者(以下、総称して「会員等」という。)の個人情報の目的外利用や第三者への漏洩を防止し、当会の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条 (定義)

- (1) 個人情報とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。)第2条1項に規定する個人情報をいう。
- (2) パーソナルデータとは、個人情報以外の個人を識別することができない個人に関する情報をいう。
- (3) 会員とは、首都圏における安積高校の同窓生で、当会に対して会員登録をした者をいう。
- (4) 訂正等とは、個人情報の訂正、追加、削除又は利用の停止若しくは第三者への提供停止をいう。

## 第3条 (利用目的)

当会における会員情報は、次に掲げる目的で利用する。

- (1) 会員の本人確認その他当会が会員と連絡をとるため。
- (2) 会員名簿その他当会が文書を作成するため。
- (3) 会報の発送、総会・役員会等の招集、出版物その他文書を送付するため。
- (4) 会員に各種原稿又は広告を依頼するため。
- (5) その他、当会の運営に必要な連絡を行うため。

## 第4条 (取得)

当会は、次に掲げる方法で、次に掲げる情報の全部又は一部を取得する。

- (1) 端末操作を通じて直接入力いただく場合。  
安積高校の卒業期、氏名(旧姓を含む。)、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電

話番号、電子メールアドレス、その他のメッセージ。

- (2) 直接口頭もしくは電話で、又は書面や電子メール等の媒体を通じてご提供いただく場合。  
安積高校の卒業期、氏名(旧姓を含む。)、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、顔写真(動画を含む。)、職業、勤務先名、役職等、勤務先の住所・電話番号・ファクシミリ番号。
- (3) 当会ウェブサイトの閲覧に伴って自動的に送信される場合。  
Cookie 情報、端末情報及び閲覧履歴情報。

#### 第5条 (第三者提供)

1. 当会は、会員等本人の事前の同意がある場合及び次に掲げる場合を除き、当会が保有する個人情報を第三者に対して提供しない。
  - (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
2. 当会が発行する会報には、会員の便宜を図る目的で、会長や副会長をはじめとする当会会則第5条に定める役員について、その氏名、卒業期、住所、勤務先名、電話番号等の全部又は一部を逐一の了解なしに掲載できるものとする。

#### 第6条 (情報管理)

1. 当会は、本プライバシーポリシーに従って、パーソナルデータを適切に取り扱う。
2. パーソナルデータを適切に取り扱うため、幹事長を責任者として事務運営の担当者に本プライバシーポリシーを遵守するよう周知徹底させる。
3. 当会が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託先との契約に基づき当会の個人情報を適切に管理させる。

#### 第7条 (開示、訂正等)

1. 当会は、会員等本人又はその代理人から、必要な手数料の納付及び本人確認書類とともに当該個人情報の開示の求めがあった場合、次の各号に掲げるときを除き、遅滞なく回答する。
  - (1) 会員等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (3) 法令に違反することとなるとき。
2. 当会は、会員等本人又はその代理人から、当該個人情報の訂正等の求めがあった場合、遅滞なく調査を行い、その結果、当該個人情報に関し、内容が事実ではない、その他取扱いが適正でない認められるときは、遅滞なく訂正等を行う。
3. 当会は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱

いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するものとする。

4. 前3項に関する連絡先は、下記のとおりとする。

当会事務局: asaka@tokyo-kuwano.com

#### 附則

(発効日)

本プライバシーポリシーは、平成29年5月30日より効力を有する。